

素敵コミュニケーション

なんすん

2010年

8

月

No.209



特集

第17回通常総代会開催

●安全・安心届け隊 山本 勝美さん (カボチャ)

●INFORMATION 災害への備えは万全ですか？



知っていますか？虫のじつ

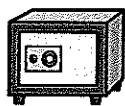
夜、電気を消して寝ようとする
と、耳元で「ブーン」という羽音
に悩まされた経験はないですか？
夏になるとさまざまな虫たちが現
れ、時に子ども達を喜ばせ、時に
人間に害を与えます。

8月から10月は特にスズメバチ
の被害が多発します。翌年に向け
て新しい女王バチが羽化するため、
巣に対する警戒が強まるのがその
理由です。ハチが向かってきたら、
姿勢を低くしましょう。逃げよう
とするとかえって追いかけられま
す。もし刺されたら、ハチの毒は
水に溶けやすいので、傷口を流水
で洗い、血液を毒と一緒に絞り出
しましょう。息苦しさを気持ち悪
さを感じたら、アレルギー反応を
起こしていることを疑います。体
質によっては命に関わりますので、
救急車を呼びましょう。ハチの毒
にアンモニアは効きません。

ブヨ（ブユ）も夏、特にきれいな
小川、水辺に多く生息していま
す。刺されてしばらくしてから激
しいかゆみがおこり、真っ赤に腫
れあがります。掻いてしまうと傷

が残ってしまうので、かゆみが強
い場合は皮膚科でステロイド系の
塗り薬を貰うことも必要です。ブ
ヨは気温の低い朝夕に多く発生し
ます。

他にも「電気虫」と呼ばれるチ
ヤドク蛾の幼虫はツバキ科の植物
に多く発生し、ムカデは夜行性で
日中は物置の隅やプランターの下
など暗い所に潜んでいます。どの
虫も、刺されたら流水で流して血
液と一緒に毒を絞り出すこと。症
状が強い場合は皮膚科で診てもら
うことが大切になります。



おまかせ 資産防衛塾

JAなんすん顧問税理士 袴田会計総合事務所 税理士 袴田 学

大増税時代の大海原へ 節税海援隊

第3回「持家奨励税制」

近年長引く不況の打開策として、
自宅の購入を推奨する税制が次々
に制度化されております。

平成21年度に「過去最大規模の
住宅ローン控除」「相続時精算課
税制度における非課税枠の増額」

「住宅取得資金にかかる贈与税非
課税枠500万円の創設」等が施
行。政権交代後の平成22年度にも
「住宅取得資金にかかる贈与税非
課税枠の増額」等が施行されまし
た。

右記のうち、今月は「住宅取得
資金にかかる贈与税非課税枠」を
検証していきます。

贈与税の非課税枠は110万円
と比較的少額なため、住宅取得資
金など大きな金額の贈与について
は、相続時精算課税制度を適用す
るしか納税負担回避の方法があり
ませんでした。

しかし相続時精算課税は親子間
取引に限定されることや年齢制限
があること、相続時に当該贈与額
相当が相続財産に加算される、な
ど弊害が少なくないことから、そ
の適用が限定的となっておりまし

た。

そこで住宅取得資金の贈与に限
り「暦年贈与における特別非課税
枠」を設けることによって、シン
プルに多額の贈与が可能となりま
した。

この当該特別非課税枠の金額は、
平成21年度の創設時は500万
円でしたが、平成22年度税制改正
時において、22年度中の贈与は
1,500万円、平成23年度は
1,000万円（2年間の時限立
法）と増額されました。つまり平
成22年度中であれば通常の非課税
枠110万円と特別枠1,500
万円の合計1,610万円までは
非課税で贈与が可能となります。
さらに世代飛ばしにより孫への贈
与も可能になりました。

ただしその適用については引渡
時期等多少の要
件がございます
ので、贈与を計
画している場合
には必ず専門家
に相談すること
をお勧めします。

